２０２０年２月２６日

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた

市が主催等する事業、イベント等の取り扱いについて

　国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対

策の基本方針」及び現在の国内や県内での感染の発生状況を踏まえ、市内での感染の

機会を減らす取り組みとして、２０２０年３月末日までの間の、本市が主催等する事

業、イベント等の取り扱いについて、第３回藤沢市健康危機管理対策本部会議で協議

した結果、原則として次のとおりとします。

**１　２０２０年３月末日までの対応方針**

**(1) 市が主催する事業等**

　　　屋内で開催される事業、イベント等は、原則として、延期又は中止とする。

　　　また、屋外で開催される不特定多数の方が来場される事業、イベント等も同様

とする。ただし、いずれの場合もこの期間に実施する必要があり、実施日の変更

が困難なものについては、「例外的に実施するかどうか判断する際の留意事項」

（※１）を十分に踏まえたうえで、実施の可否を判断することとし、実施すると

判断した場合には、必ず「感染症対策」（※２）を講じることとする。

**(2) 市が共催、後援する事業等**

　　　市が共催する事業等については、共催団体に本市の対応方針を説明した上で、同様の対応をお願いすることとする。

市が後援する事業等については、主催団体に本市の対応方針を説明した上で、主催団体に実施の可否を判断いただくものとするが、「例外的に実施するかどうか判断する際の留意事項」（※１）を充分に踏まえたうえで、実施すると判断した場合には、「感染症対策」（※２）を講じていただくことを要請する。

※１　例外的に実施するかどうか判断する際の留意事項

(1) 屋内等で、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることになるか

(2) 高齢の方や基礎疾患のある方が参加されるか

(3) 食事の提供があるか

(4) 緊急性が高いものか

(5) 規模の縮小が可能か　等

※２　感染症対策

(1) 開催時に、咳エチケットの徹底や手洗い等を周知すること

(2) 開催会場に手指消毒液を設置すること

(3) 屋内の開催会場では、こまめな換気をすること

(4) 風邪のような症状がある方は、出席、参加を控えていただくことを周知すること　等

**(3) 市の施設を使用する事業等**

　　民間団体等が、公の施設を利用して行う事業やイベント等については、事業等の

延期や中止は求めないが、主催者に本市の対応方針を説明し、感染症対策を講じる

など適切な対応をお願いすることとする。

**２　市民等への周知について**

　　市や出資団体が主催する事業やイベント等（開催日が２０２０年３月末日までの

　もの）及び広報ふじさわで周知した後援事業等を中止又は延期する場合は、各部局

等において必要な対応を行うとともに、行政総務課において集約し、本市ホームペ

ージ等において周知を図る。

以　上